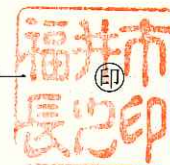


参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 6 月 26 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中野集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 6 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人 0 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・他組織と合併。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落営農組織を立上げ農作業の受託や農業用機械の共同利用、肥料や農薬等の共同購入を行っている。今後も継続していく。
- ・圃場整備を行い、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・シバザクラ等の地衣植物の植栽がされ、畦畔の草刈作業の労働力が軽減を図っている。今後も継続していく。
- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少させていく。
- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積されている。